

議会運営委員会記録

1. 期日 令和4年3月11日(金) 開会 15時30分
閉会 16時01分
2. 場所 第一委員会室
3. 議題
①町長提出議案の追加について
②議員提出議案の追加について
③議員提出決議案の追加について
4. 出席者 小笠原委員長、杉崎副委員長、羽根委員、松崎委員、渡辺委員、大沼委員、
根岸委員、一石委員、善波議長
事務局 事務局長、庶務課長、副主幹
執行者側 政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 3名
一般傍聴者 0名

5. 経過

① 町長提出議案の追加について

委員長 これより議題に入る。議題は、町長提出議案の追加についてである。執行者側より説明をお願いします。

総務課長 令和4年第1回二宮町議会定例会の追加上程議案について説明させていただく。令和4年第1回二宮町議会定例会の追加上程の資料に基づく説明。議案等は、この議会運営委員会終了後に発送する予定である。

委員長 今の説明について質疑に入る。
〔「なし」との声あり〕
特にないようなので終了する。

② 議員提出議案の追加について

委員長 議員提出議案について議題とする。事務局より説明をお願いします。

庶務課長 議員提出議案第1号(案)をご覧ください。令和4年2月25日に公共施設再配置や自身体デジタル化の推進といった複

雑化する社会課題に対応する組織改編を行うことに伴い、提出された二宮町部設置条例の一部を改正する条例が可決された。これに伴い、令和4年4月1日より町の行政組織において政策総務部が総務部と政策部に改められることになった。このことから二宮町議会委員会条例の第3条に規定する、常任委員会における総務建設経済常任委員会の所管についても同様に議案に示しているとおおり、改めさせていただくものである。議会に関する条例なので、議員提出議案として議会運営委員会の委員長が提出者、賛成者は議運の委員の皆さんということで先例に従い提出をお願いします。内容については新旧対照表をご覧いただきたい。右側の改正前の第3条の総務建設経済常任委員会の項の欄で政策総務部を政策部に改め、下の2号を3号とし、4号から8号までを同様に1号ずつ繰り下げて、1号の次に2総務部の所管に関する事項を加え、新の方になるという内容である。議案に戻り、附則だが、この条例の施行期日は二宮町部設置条例の一部を改正する条例に合わせて、令和4年4月1日ということである。

委員長

この説明について質疑あるか。
（「なし」との声あり）
特にないようなので終了する。

③ 議員提出決議案の追加について

委員長

次に議員提出決議案の追加について議題とする。決議案の内容を確認していただきたい。初めて目にする方もいらっしゃると思うので「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議案」を一読する。これについて渡辺委員から補足説明があればお願いします。

渡辺

昨日の全員協議会でいくつかの意見が出されたので、それを反映するよう努力した。墨のかかった（案）と3月11日という日付は最後に消すことになると思う。これでまた意見もあると思うので最終の扱いをどの時点で決めるのか、確認していただければと思う。全員賛成という前提で提出者は二宮副議長になっている。

委員長

この説明についてご意見をいただければと思う。

大沼

渡辺委員には文章を作成していただき礼を言う。昨日話した内容を組み込んでいただき、とてもよくなったと思う。その中で今回、二宮町議会として声を発しているのが「ただちに軍事行動をやめ、撤退させることを強く求める」というところだと

思う。主語的なところがこの部分にない。たとえば「ロシアは世界秩序を乱す。ただちに軍事行動をやめ、撤退させることを強く求める。」という内容だったらどうかと思うがいかがか。それでは一文を読む。「これは8年前のクリミア半島併合に引き続いて、ウクライナ主権・領土を侵すもので、国連憲章を踏みにじる、まぎれもない侵略行為であり、断固糾弾する。ロシアは世界秩序を乱す軍事行動をただちにやめ、撤退させることを強く求める。」とするとつながりがよろしいかと思う。

委員長 渡辺委員、いかがか。

渡辺 「国連憲章を踏みにじる」のところが重なっていると思うが。

一石 先日の話し合いで8年前のクリミア半島併合は、入れない方がよいという話になっていたと思うが。今回のものにガツンと特化したほうがよろしいのではないか。「ロシアは」というのが最初に書いてあり、また「ロシアは」というのは。国連憲章を踏みにじると書いてあるので原文のままではよいのではないかと私は思う。

委員長 2回目の大沼委員のロシアは取って世界秩序を乱す軍事行動をただちにやめにしたらどうか。

大沼 はじめに言ったが説明の文のようになっているところと、二宮町議会でこういうふうな意思ですよ、と表示をするところについて言っている。それが「ただちに軍事行動をやめ、撤退させることを強く求める」という一文に二宮町議会からの声として出てくる部分だと思う。この一文で完結した方が分かりやすいと私は言ったのである。

一石 こういう文章の時には、結論のところには誰がというのを入れる。そこまでは、状況説明とこちらのスタンスの説明をしていると思う。「二宮町議会は」とここに書くと、最後にまた二宮町議会はというのか。

委員長 この第二段落を一番下にするのはどうか。

大沼 説明の中で、これはいけないということをアピールしている。

一石 国際秩序を乱すという言葉は軍事行動の前に入れるのはよいのではないかと思う。

委員長 そこにロシアを入れるか入れないかで抵抗のある方がいる。

そこはどうするのか。渡辺委員も重なると思っているのか。

渡辺

確かに主語がないといえは主語はない。なくても意味が通じるといえは意味が通じる。感覚的な問題なのであった方がよいのなら入れればよいし、反対はしない。

羽根

1つ目のロシアは、次と意味は違うがまたロシアが続くのはどうかと思う。クリミア半島についてはぼやけるので抜いた方が私はよいと思っている。

委員長

大沼委員がクリミア半島併合について強い思い入れがあると思うので皆さんを説得させる言葉でお願いします。

大沼

私はクリミア半島入れることを強調したわけではなく 8 年前から、ロシアは一連の流れで継続している。継続性のあるものに対しての危機感がものすごくあり、この中には入っていないが日本も、北方領土の返還すら協議できない状況である。言ってみれば第二次世界大戦後、継続していることである。継続してはいけない、こういうことをしてはいけない、ということをしつかりとこの機会で盛り込んでおきたいというのが自分の思いである。

委員長

今の大沼委員のクリミアを入れる件について松崎委員はいかがか。

松崎

特にこだわりはない。

一石

クリミア半島の時には何もしなかった。これを言うと、きりがない。これに準じるようなことはあるが、私たちは何もしていない。今回は、特にやらなければいけないというところで出すので絞った方がよい。

大沼

もう一言いうと、尖閣諸島に対する中国の脅威はずっと繰り返されている。河野大臣が言っていたように年間 900 回ものスクランブル発信がある。ロシアからは 100 回分の侵犯がある。何度も波状的に繰り返すことで事実を捻じ曲げていくような、ロシアだけでなく中国も同じような行動をしており、他国の問題でなく、日本にもいつふりかかるかもしれない切実な問題であるということをよく認識された方がよいと思う。

委員長

渡辺委員は昨日の意見の中でクリミアを入れてほしいと言われて入れたのか。昨日から大沼委員からクリミアを入れてほしいという意見があったのか。

- 大沼 クリミアではなく繰り返し行われることに対して。
- 委員長 昨日、そういうふうには繰り返し行われるロシアの軍事行動に、クリミア半島の問題も入れてほしいと大沼委員から意見があった。その時他の方は、クリミアは入れる必要がない、出来上がってみてから言えばよいという感じだった。
- 根岸 私はクリミア半島を無くしてシンプルにした方がよいと思う。
- 杉崎 クリミアの時には何もしなかったから、今回に限る方がよいと思うので取りましょう。
- 委員長 大多数の方の意見がクリミア半島を入れない方がすっきりするということなので、大沼委員と考えてくれた渡辺委員には申し訳ないが第二段落の前半は削除して、もう少しまとめていただきたい。それ以外に意見あるか。私からだが「一日も早い賢明な収束」というのは、気持ちは分かるが「賢明な収束」に抵抗があり、違う表現方法があればよいと思うが、他の方はこれを読んで違和感はないか。
- 一石 小笠原委員が読んだときに非常に読みにくそうだったし、長いので取ってもよいのかと思う。
- 委員長 「賢明な」というところを削除することについていかがか。
（「賛成」との声あり）
女性議員の力強い賛成の声があったが他はよろしいか。
- 根岸 一行目の「一方的に」を後ろに持っていったほうがよいかと思う。最初「一方的に独立」と読んでしまった。「一方的に侵入させるな。」という意味か。
- 渡辺 違う。これは「独立承認を一方的に」ということである。
- 根岸 理解した。これはこのままでよい。
- 委員長 他にあるか。渡辺委員、クリミア半島のところを削除した場合、どういうふうな文章になるのか読んでいただけるか。
- 渡辺 「これはウクライナ主権・領土を侵すもので、国連憲章を踏みにじる、まぎれもない侵略行為であり、断固糾弾する。ロシアがただちに国際秩序を乱す軍事行動をやめ、撤退することを強く求める。」次のプーチン大統領のところでロシアがまた出

てくるが。

委員長 ここのロシアは取りましょう。

渡辺 ここのロシアは取る。

委員長 この後もロシアがあるので、これですっきりしたと思う。杉崎副委員長いかがか。

杉崎 今ので、よいのではないかと思う。

委員長 暫時休憩して委員以外の方の意見をお願いします。

休憩 10時54分

再開 10時57分

委員長 休憩をとり、再開する。直した文を読ませていただく。第二段落である。これはウクライナ主権・領土を侵すもので、国連憲章を踏みにじる、まぎれもない侵略行為であり、断固糾弾する。ロシアはただちに国際秩序を乱す軍事行動をやめ、撤退すべきである。間を飛ばして最後のところだが、一日も早く収束に向かうことを強く求めるということによろしいか。
（「はい」との声あり）
いつどのようなかたちで提出するのか課長からお願いします。

庶務課長 今協議いただいたので、こちらをまとめていただき、提出は17日の本会議に机上に配付するかたち。副議長から趣旨説明をしていただき、議事日程を1として最初に提出していただき審議するという段取りで決定ということをお願いします。

事務局長 議事及び会期日程（案）資料をご覧ください。28日目、17日9時半から本会議が開催され、初めに議員提出決議案第1号を行う。その次に、二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の議員提出議案第1号を行う。その後、監査委員選任は町長提出議案第20号、もう一件の監査委員の選任については町長提出議案第21号である。その後に委員長報告で陳情から順番に委員長報告をしていただき、令和4年度予算審査特別委員会の委員長報告、各種常任委員会の継続調査についての流れで、議事日程を進めさせていただきたいと思うのでご了承願う。

委員長 今の流れでよろしいか。今の流れについて質問のある方どうぞ。
（「なし」との声あり）

委員長

以上で議会運営委員会を閉会する。

閉会 16 時 01 分